



® 平成 30 年 5 月 9 日 (水)
No. 14683 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆中国知財の最新動向 第7回
中国の標準化法改正と知財実務への影響 (1)

- ☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (10)
- ☆知財高裁開廷一覧…………… (10)
- ☆[春宵一刻] 火の薬と火薬…………… (11)
- ☆知的財産研修会 (職務発明制度の改訂実務) …… (12)

中国知財の最新動向 第7回

中国の標準化法改正と知財実務への影響

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

中国市場でビジネス活動を行う日本企業としては、中国の技術標準化と特許の問題に直面する機会は今後ますます増加するものと思われる。例えば、日本企業の有する特許が中国の技術標準に組み込まれるケースもあれば、第三者の有する特許が組み込まれた技術標準を日本企業が実施するケースもあり得る。

日本企業としては、中国における技術標準と特許の問題に関する法令、判決、運用状況、議論状況等について、十分に情報を分析して対応していく必要性が高まっている。

以上のような状況の下、2017年11月4日、標準化法が改正され、2018年1月1日から施行されている。そこで今回は、中国の標準化法改正と知財実務への



特許業務法人 三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941 (代) FAX: 06-6222-1069 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長 中野 睦子*
社員・副所長 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之* 森嶋 正樹
河合 永文* 幸 芳*
北野 善基* 淀谷 幸平*
難波 泰明 東野 匡容*
八木 祥次 兼本 伸昭*
田中 厳輝 柴垣 善行
西橋 毅 野村 千澄
内藤 勝志 岩澤 朋之
松野 陽介 竹本 有貴

機械・電気部

鈴木 由充 新田 研太
鶴 寛 植田 慎吾
奥山 美保
商標・意匠部
松本 康伸* 小川 雅加美*
青木 寛史 中川 博司
知財情報室 顧問
関 仁士 小原 健志*

SAEGUSA & PARTNERS

代表社員・所 長 林 雅仁*
社 員・相談役 三枝 英二*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長・東京オフィス所長 斎藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

藤田 雅史 池上 美穂
鴻 宗義

商標・意匠部

田上 英二 中村 剛
田中 麻美



*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

影響について解説することとしたい。

Ⅱ 2017年改正「標準化法」を中核とする 法体系

中国の標準化の法律体系は、「標準化法」を中核とし、それに関連する行政法規、部門規則等により形作られている。

もともと、中国の標準化法は、1988年12月29日に制定され、1989年4月1日に施行されたものであった。同法は数十年にわたり施行されてきたわけであるが、同法の内容はすでに、近時の実務の状況に合わなくなってきており、改正が喫緊の課題とされていた。

このような背景の下で、2015年3月11日、国務院は、「標準化業務改革を深化する方案」を公布した。当該方案の要点は、以下のとおりであった。

- ①標準の再分類：国・地方の政府部門が定める標準（国家標準、業界標準、地方標準）、社会团体・企業が定める標準（団体標準、企業標準）。
- ②強制標準の整理統合・簡素化：強制標準は国家標準のみとし、業界標準及び地方標準の強制標準は廃止。
- ③団体標準の新設：社会团体による団体標準の自主的な制定を奨励。
- ④企業標準の活用の奨励：企業が製品競争力を向上させるため、企業標準の自主的な制定を奨励。企業の自己宣言公開制度を新設。

全人代常務委員会は、標準化法の改正草案に対する幾度かの意見募集を経たうえで、2017年11月4日、ついに標準化法の改正を採択した（施行日は2018年1月1日）²。旧標準化法（以下「旧法」という）は全26か条であったが、改正標準化法（以下「改正法」という）は全45か条となり、大幅に条文数が増加した。

なお、改正標準化法の周知徹底を図り、立法意図について社会の理解を深めるため、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会・国務院法制弁公室・国家品質監督検査検疫総局は、国家標準化管理委員会と共同で、「中華人民共和国標準化法解釈」（中国語では「中華人民共和国標準化法釈義」）を編成し、改正標準化法についての逐条解説を公開している。本稿の執筆にあたっても、「中華人民共和国標準化法解釈」（以下「標準化法解釈」という）の内容を参

考とした。

「標準化法」の2017年改正前後に制定・改正された法令等には、以下のものがある。

- ・「国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の国際標準化活動への参加の管理弁法」（国家品質技術監督検査検疫総局・国家標準化管理委員会制定、2015年3月17日公布、2015年5月1日施行）
- ・「全国専門標準化技術委員会管理弁法」（国家品質技術監督検査検疫総局制定、2017年10月30日公布、2018年1月1日施行）
- ・「外商投資企業の中国標準化業務参加の指導意見」（国家標準化管理委員会・国家発展改革委員会・商務部制定、2017年11月6日公布・施行）
- ・「団体標準管理規定（試行）」（国家品質技術検査検疫総局・国家標準化管理委員会・民生部制定、2017年12月15日公布・施行）

また、1990年代に公布されたが、2018年3月5日現在でも未だ改正されていない古い法令等には、以下のものがある。

- ・「標準化法实施条例」（国務院制定、1990年4月6日公布、同日施行）
- ・「国家標準管理弁法」（国家技術監督局、1990年8月24日公布、同日施行）
- ・「業界標準管理弁法」（国家技術監督局、1990年8月24日公布、同日施行）
- ・「地方標準管理弁法」（国家技術監督局、1990年9月6日公布、同日施行）
- ・「企業標準管理弁法」（国家技術監督局、1990年8月14日公布、同日施行）

以下、2017年改正標準化法の主なポイントについて、項を改めて説明する。

Ⅲ 2017年改正標準化法の主なポイント

1 標準化法の目的

標準化法の目的について、旧法は、「社会主義の商品経済を發展させ、技術の進歩を促進し、製品の品質を改善し、社会の経済的効果を向上させ、国と人民の利益を保護し、標準化の事業を社会主義の近代化建設及び対外経済関係の發展に適應させる」ことにあるとしていた（1条）。

これに対し、改正法は、「標準化業務を強化し、